

長門市の内部統制に関する方針

市民に最も身近な行政組織として、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的に提供し、市民に信頼される行政運営を実現するため、これを阻害する事務上の要因（以下「リスク」といいます。）を識別及び評価し、リスクの発生の未然防止や発生時の早期対応を図るための仕組みを構築してまいります。

この内部統制の充実に取り組むための基本的な考え方として、次の4つの内部統制の目的を定めその達成に向けて取り組むこととし、地方自治法第150条第2項に基づき、本方針を定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務上のリスクを把握し想定してあらかじめ対応策を講じるとともに、ICTの活用を含め組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できる体制の構築を図ります。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

市の行財政情報に対する信頼性を確保するため、財務や政策に関する報告書類等の作成と公表を適切かつわかりやすく行うとともに、情報の適正な管理に努めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、職員の研修や定期的なリスク評価と自己点検に努めます。

(4) 資産の保全

市が保有する有形・無形の資産の保全を図るため、その取得、管理及び処分の適正な実施と有効な利活用の促進に努めます。

2 内部統制の対象とする事務

(1) 財務に関する事務

(2) その他市長が必要と認める事務

3 内部統制の評価等

毎年度、内部統制の整備及び運用の状況について評価を行い、報告書を作成し、監査委員の審査に付した上で議会に提出するとともに、公表します。

また、当該評価の結果に基づき、必要に応じて内部統制の見直しを行います。

4 施行期日

令和5年4月1日

令和4年8月1日

長門市長 江原達也